

耐震診断の義務付けに係る対象規模の算定について

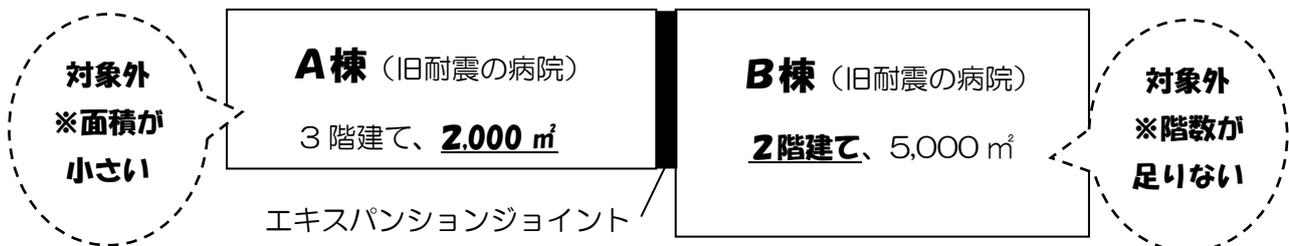
- 耐震改修促進法では、「棟単位」で耐震診断の義務付けに係る対象規模の算定を行います。
- 名古屋市においては、建物が構造的に分離されている部分は、別棟と判断します。
 - ※「建物が構造的に分離されている」とは、エキスパンションジョイント等で接続され、構造的には別の建物となっている場合です。
- 要緊急安全確認大規模建築物の算定例

病院の場合 **旧耐震（昭和56年5月以前に着工した建物）** で
階数3以上かつ5,000㎡以上の棟が、要緊急安全確認大規模建築物となります。
 ※新耐震（昭和56年6月以降に着工した建物）

（例1） A棟→要緊急安全確認大規模建築物、B棟→要緊急安全確認大規模建築物



（例2） A棟→該当しない、B棟→該当しない



（例3） A棟→要緊急安全確認大規模建築物、B棟→該当しない

